

## 「経済的支援助成制度」について

### 1. 内容

この制度は、経済的理由により修学困難な者を対象とする学費等減免制度です。

### 2. 減免額

年間授業料額から17万円の減免

### 3. 申請要件

イ) 生活保護世帯

ロ) 市町村民税所得割非課税世帯

ハ) 所得税非課税世帯

ニ) 保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯

※上記、いずれかに該当する世帯

※原則、イ)～ハ)世帯が対象

ニ)は、経済的急変により、年度途中で要件に該当する世帯

### 4. 対象者

該当者は、全員が対象

※「離島特待生制度」など、他の助成制度との併用はできません。

### 5. 申請書類

「経済的支援助成申請書」に関する証明書等を添えて提出

### 6. 申請時期

本通知到着後、10日以内に申請

※期日に間に合わない場合は、ご相談ください。

### 7. 審査方法

提出された申請書類により審査し、通知します。

8. 提出書類について

- ※ 下記イ)～二)の内、一つでよろしいです。詳細はお問合せ下さい。
- ※ 原則、父母それぞれについての提出が必要となります。
- ※ 代理人が証明書を取得される場合は、委任状などが必要となります。

イ) 生活保護世帯

① 「生活保護証明」

世帯：市町村役場 生活保護担当課

ロ) 市町村民税所得割非課税世帯

① 「住民税非課税証明（課税額証明書）」

該当父母：市町村役場 市民税課など

(注) 専業主婦などで申請のない方は、役所の市民税課で0円の申告ができるとの事。その後、非課税証明を取得してください。

ハ) 所得税非課税世帯

① 「納税証明書（その1）」：納付すべき税額が記載のもの

該当父母：所轄の税務署

ニ) 保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯

① 「離職理由証明書」

該当父母：ハローワーク、又は元の勤務先へ請求

(注) 自己都合退職は対象外

9. 予算及び支援総額（平成30年度）

支援額17万円×8名＝支援総額136万円